

県内の主要農業関係ダムの貯水状況

令和 8 年 7 月 2 日

福島県農地管理課

ダム名	所在市町村	管理受託者等	今回 (7/1) 調査		前回 (6/15) 調査		今年調査 - 前回調査 (ポイント) (④-①)	備考
			貯水率①	平年比 (①/③) ※1	貯水率④	平年 (6/15) 比		
岳ダム	二本松市	二本松市	99.4%	125.7%	94.5%	102.4%	79.1%	4.9
藤倉ダム	桑折町	伊達西根堰土地改良区	100.0%	121.8%	98.7%	108.7%	82.1%	1.3
山ノ入ダム	二本松市	二本松市	83.4%	113.8%	84.9%	108.6%	73.3%	▲ 1.5
三ツ森ダム	大玉村	大玉土地改良区	100.0%	100.5%	95.6%	96.2%	99.5%	4.4
半田沼	桑折町	桑折町	66.6%	94.3%	60.1%	81.9%	70.6%	6.5
千五沢ダム	石川町	(県)千五沢ダム管理事務所	79.7%	96.3%	78.0%	90.8%	82.8%	1.7 ※2
藤沼ダム	須賀川市	江花川沿岸土地改良区	70.5%	97.4%	63.1%	88.0%	72.4%	7.4
深田調整池	郡山市	安積疏水土地改良区	47.8%	90.5%	33.8%	66.1%	52.8%	14.0 ※3
金沢調整池	郡山市	郡山市東部土地改良区	86.3%	107.1%	77.3%	98.5%	80.6%	9.0 ※3
西郷ダム	西郷村	阿武隈川上流土地改良区	59.7%	92.6%	51.3%	71.9%	64.5%	8.4
大神ダム	白河市	社川沿岸土地改良区	60.7%	102.7%	69.3%	114.9%	59.1%	▲ 8.6
赤坂ダム	西郷村	西郷村土地改良区	97.8%	106.4%	95.6%	103.2%	91.9%	2.2
羽鳥ダム	天栄村	(国)阿武隈土地改良調査管理事務所	37.9%	66.0%	46.8%	67.0%	57.4%	▲ 8.9
大平沼	喜多方市	会津北部土地改良区	99.2%	112.6%	90.9%	101.1%	88.1%	8.3
大深沢調整池	喜多方市	雄国山麓土地改良区	56.2%	129.5%	25.7%	68.9%	43.4%	30.5 ※3
新宮川ダム	会津美里町	(県)新宮川ダム管理事務所	48.8%	74.5%	57.3%	78.7%	65.5%	▲ 8.5
関柴ダム	喜多方市	会津北部土地改良区	99.5%	107.6%	90.5%	96.8%	92.5%	9.0
吉ヶ平ダム	会津若松市	会津若松市湊土地改良区	44.7%	89.8%	51.0%	86.1%	49.8%	▲ 6.3
日中ダム	喜多方市	(県)大峠・日中総合管理事務所	100.0%	106.5%	100.0%	100.1%	93.9%	0.0 ※2
松ヶ房ダム	相馬市	相馬市	86.8%	137.6%	85.0%	132.0%	63.1%	1.8
高の倉ダム	南相馬市	南相馬市	61.7%	133.0%	53.6%	106.6%	46.4%	8.1
横川ダム	南相馬市	南相馬市	57.0%	117.0%	50.4%	90.5%	48.7%	6.6 ※2
大柿ダム	浪江町	(県)大柿ダム管理事務所	49.3%	-	45.7%	-	-	3.6 ※4
鴻の巣ダム	新地町	新地町	46.5%	132.9%	40.4%	110.7%	35.0%	6.1
滝川ダム	富岡町	富岡町	100.0%	-	100.0%	-	-	0.0 ※4
千軒平溜池	いわき市	千軒平溜池土地改良区	100.0%	106.7%	100.0%	114.9%	93.7%	0.0
新池	いわき市	白岩区	100.0%	108.2%	100.0%	105.5%	92.4%	0.0
県平均			① 63.4%	② 97.1%	④ 63.3%	88.7%	③ 65.3%	0.1

・貯水状況については、かんがい用水分の貯水率を表示しています。

※1 「平年比」は、過去5年間(R3~R7)の8月1日の数値をベースに算出しています。

※2 多目的ダムです。

※3 湖水を水源とする調整池であり、降雨に関係なく水位が変動します。

※4 今年度から計測開始

1. 国事業名	水利施設管理強化事業 「特別型」 (渇水・高温対策)	農業水路等 長寿命化・防災減災事業		多面的機能支払交付金 -	農地耕作条件改善事業 -
		長寿命化対策 (ア)水利施設整備	防災減災対策 (コ)利活用保全		
2. 揚水機に係る補助対象					
購入費用	○	○	○	△(※3)	○(※4)
リース費用	○	×	×	○	×
設置費用	○	○	○	○	○(※4)
運転費用(電気代、燃料代、人件費)	○	×	×	○	×
3. 水源確保(井戸設置)にかかる補助対象					
井戸設置費用	○	×	○	×	○
4. 実施要件					
受益面積	-	-	-	-	-
事業費	-	200万円以上	200万円以上	-	200万円以上
受益者数	-	2者以上	2者以上	-	2者以上
事業工期	-	3年以内	3年以内	-	-
その他	<p>農業水利施設(一般型・連携管理保全型の対象となるものを除く)の渇水・高温対策計画による取組に対する支援。 採択申請に渇水・高温対策計画を添付する必要。 <u>緊急の対応が必要な場合に限り、渇水・高温対策計画を添付した事業採択申請書及び交付決定前着手届を提出する。</u> 事業の申請について、緊急の対応が必要な場合とは、 <u>①当該年度における当該地域又は水源地域の連続干天日数(日雨量5mm未満)が20日以上又は30日間の総雨量が100mm以下となったことがあること。</u> <u>②渇水に係る情報連絡会を設置し対策に取り組むなど、都道府県が特に必要と認める場合のこと。</u></p> <p>その他の活用例 ・番水等対応の人件費 ・対策に係る研修会費</p>	<p>長寿命化・防災減災計画を策定する必要。 渇水対策施設の単独整備は不可(長寿命化対策と併せて一体的に行う渇水対策施設の整備が可能)。</p>	<p>長寿命化・防災減災計画を策定する必要。 渇水対策施設の単独整備が可能であり、以下の要件を満たすものを対象とする。 (ア)事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。 (イ)次のいずれかに該当する地域における施設整備であること。 ①直近10年間に、当該地域が属する水系における水利調整を行う組織の決定等により、一定期間の取水量の減量等を行ったことがあること。 ②直近10年間に、他種利水者等関係機関からの申入れ等を踏まえ、渇水調整に係る活動を行ったことがあること。 ③直近10年間に、当該地域又は水源地域の連続干天日数(日雨量5mm未満)が20日以上又は30日間の総雨量が100mm以下となったことがあること。 ④渇水に係る情報連絡会を設置し対策に取り組むなど、都道府県が特に必要と認めること。</p>	<p>番水等の節水に係る排水管理や、排水路やため池の底水等からの用水確保を行うための仮設ポンプ設置・運転等に係る経費に支出可能。 さらに、甚大な自然災害に当たる場合、渇水・高温対策に本交付金を重点的に活用することが可能。これにより、計画していた活動が実施出来ず活動要件を満たすことが困難となった場合は、特例措置を適用したことを事後報告することで、交付金の返還が免除。</p>	<p>以下の要件を満たすものが対象とする。 ①地域計画に位置づけられた農地が対象。 ②農地中間管理機構との連携概要を作成し、機構との連携を行うこと。 ③農地耕作条件改善計画を作成すること。</p>
5. 事業実施主体	市町村	都道府県、市町村、土地改良区 その他の農業者等の組織する団体	農業者等の組織する団体 (市町村を經由)	農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人	
6. 負担割合	都道府県営事業(%)				
	国	-	50(55)	50(55)	-
	都道府県	-	31(30)	29	-
	その他	-	19(15)	21(16)	-
	市町村営事業(%)				
	国	50	50(55)	50(55)	-
	都道府県	25	14	18	-
その他	25	36(31)	32(27)	-	
土地改良区等営事業(%)					
国	-	50(55)	50(55)	-	50(55)
都道府県	-	14	18	-	14
その他	-	36(31)	32(27)	-	36(31)
7. 福島県 担当主務課	農地管理課	農村計画課・農村基盤整備課・農地管理課	農村振興課	農村振興課	

※1 揚水機には可搬式ポンプ、仮設ポンプを含む

※2 負担割合欄の括弧書きは6法指定地域の負担割合。

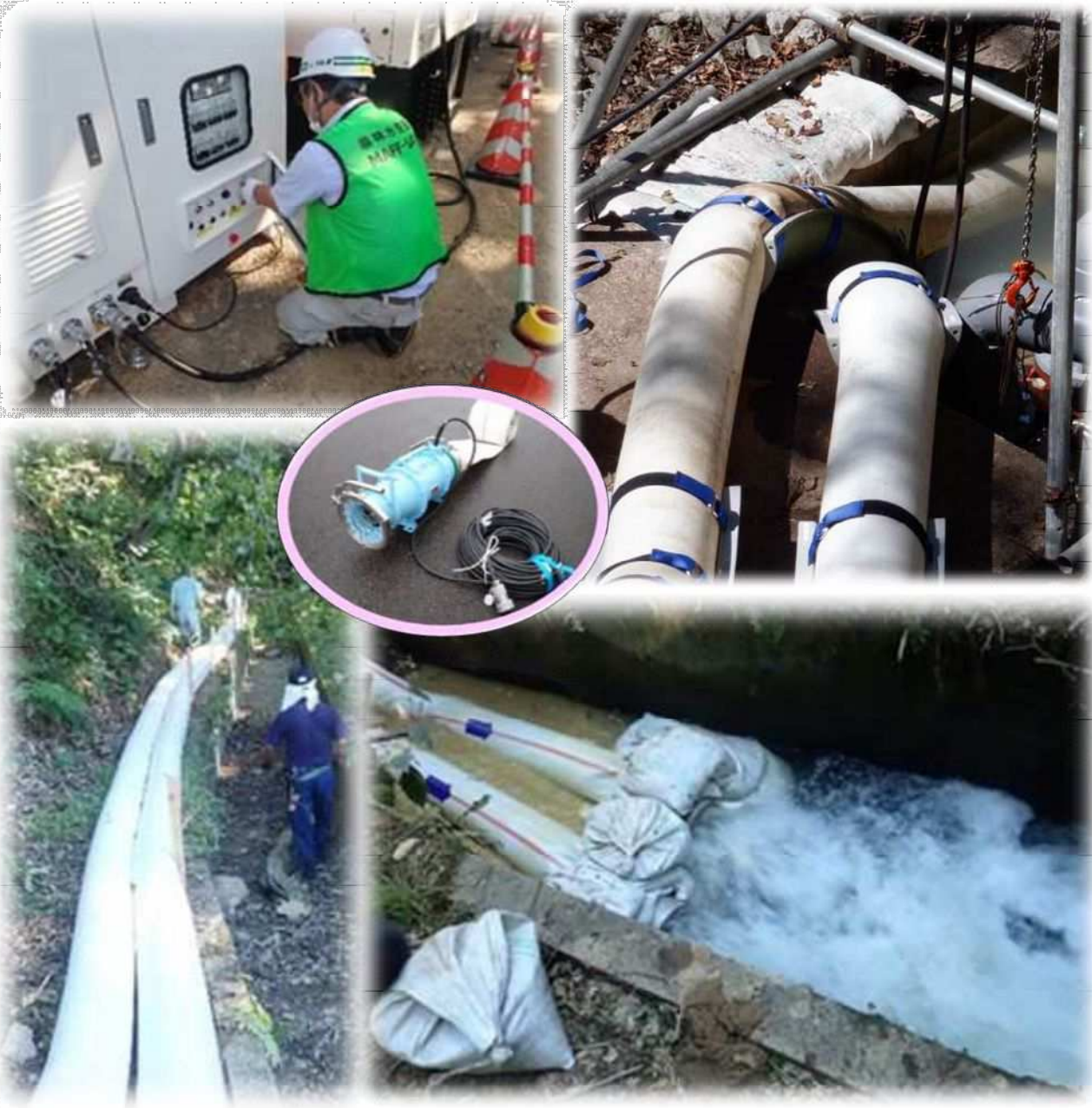
※3 多面的機能支払交付金での揚水機購入(上記△)：リース費用との経済比較及び活動組織内での合意形成により購入は可能。

(ただし、購入した場合は、多面交付金の活動のみでの使用となり、且つ、財産管理が必要になることから購入にあたっては慎重な検討が必要。)

※4 共同で農業者が利用する固定式ポンプが対象となる。移動式ポンプ等は個人のものになりやすく共同利用の確認が難しいため、対象とならない。

2026 年

災害応急用ポンプ設備の利用手引き



東北農政局 農村振興部
東北農政局土地改良技術事務所

I. 災害応急用ポンプ設備の利用

1. 適用範囲

土地改良技術事務所では、集中豪雨時の農地湛水排除や干ばつ時の用水補給などの緊急時に対応するため、災害応急用ポンプ設備（以下「応急ポンプ」という。）を保有・管理しています。

利用者は、表1に示す用途に応じて利用することが出来ます。（農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令 第二条）

【表1. 応急ポンプの適用区分】

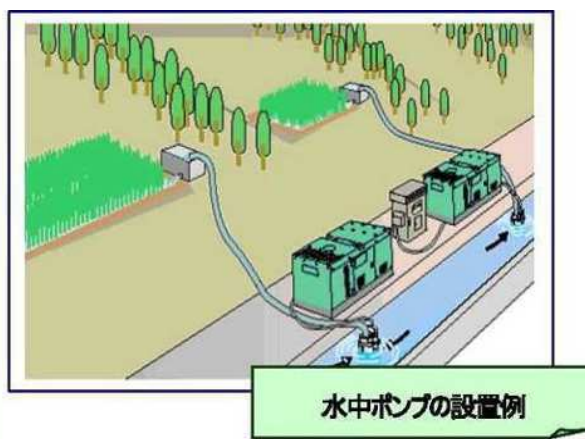
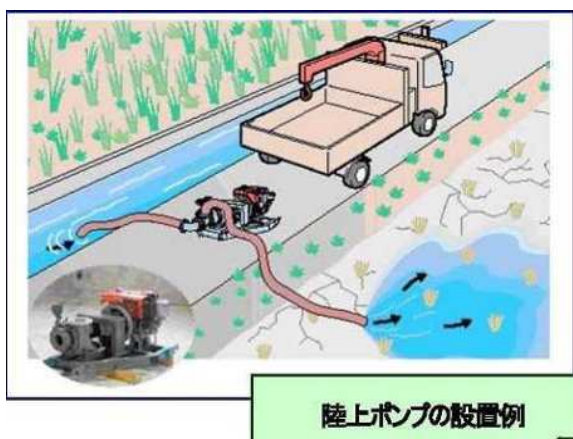
目的	利用対象者	備考
災害応急対策及び干ばつ時などの用水補給に使用する。	災害の応急復旧などを行う者。	災害とは、自然災害（豪雨・長雨・干ばつ・地震など）・事故・人災をいう。災害による被害は、実際に受けた時のほか、被害を受ける恐れがある場合も含む。
農林水産省所掌事業に関する工事に使用する。	当該工事を行う者。	農林水産省所掌事業に関する工事には土地改良事業を含む。
教育・試験・研究に関して使用する。	地方公共団体、その他適当と認められる者。	適当と認められる者には、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合又は農業協同組合連合会を含む。

◎ 利用対象者は、該当する各種法人や団体に限られ、個人での利用はご遠慮いただいております

2. 経費について

応急ポンプの使用料は無料ですが、（農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令 第二条）、応急ポンプの運搬、据付・撤去・運転・管理（整備、燃料、消耗品等にかかる経費、修理）は利用者（借受者）の自己負担となります。

ただし、大規模災害等での利用の場合には運搬・据付・撤去及び修理にかかる費用については無償となる場合があります。（農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令 第四条）



Ⅱ. 貸付手続き

土地改良技術事務所で所有・管理する応急ポンプは「Ⅲ. 保有ポンプ一覧表」に掲載しております。この中から、希望するポンプの種類（口径等）、台数等を決め、下記問い合わせ先まで、ご連絡下さい。利用目的が制度上適当か、希望するポンプが貸出可能な状況か等の確認を行います。適当と認められる場合は、借受申請書を提出して頂き手続きを開始します。

1. 問い合わせ先

(1) 平日（通常時）の問い合わせ先

担当：東北農政局土地改良技術事務所 防災・災害対策技術課

TEL：022-295-5544（代表）

022-295-5545（直通）

FAX：022-297-6637

※ 就業時間は平日の8：30～17：15です。

(2) 緊急時（夜間及び閉庁時（土・日曜日、祝祭日））の連絡先

担当：東北農政局土地改良技術事務所

防災・災害対策技術課長

携帯① 080-5734-5291

災害対策技術係長

携帯② 080-5734-5290

※携帯①が不在の場合は②におかけ下さい。番号は連絡の順位を示します。

2. 借受等に必要書類

借受等に必要各書類の様式及び記載例は、下記アドレスの東北農政局ホームページからダウンロード出来ます。

(<https://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/kokuei/totikai/pump/index.html>)